

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444-0815

「1ページ目の続きです」

得控除を差し引いて計算した所得税額によって所得税を納付したり、還付を受けたりするものです。

平成29年中に次のような所得のあった方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要があります。

事業所得者(農業を営む)など 各種所得金額の合計額が、所得控除金額の合計額を超える方

給与と所得者 給与の収入が2000万円を超える方

源泉徴収をされていない給与の支払いを受けている方

譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)がある方や青色申告の方、災害などの被害により雑損控除を受ける方、事業所得で新規開業の方、平成28年分以前の申告をする方、消費税の申告をする方、一般の住宅借入金等特別控除以外(リフォームをした場合など)の申告をする方は、市役所では相談できません。(イオンモール成田で申告相談してください)

申告に必要なもの マイナンバーカード(両面)のコピーか、通知カードのコピーと免許証もしくは健康保険証などのコピー

康保険証などのコピー

マイナンバーカード



マイナンバー通知カード



※扶養親族がいる場合には、その方のマイナンバーも必要です。

源泉徴収票など収入のわかるもの(事業所得者は収支がわかるもの)

健康保険、国民年金、介護保険料の領収書や証明書など

生命保険や地震保険などの控除証明書

認印、口座番号のわかるもの

前年の申告書の控えなど

医療費控除の手続きが 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。平成29年分、平成31年分の確定申告は、医療費の領収書を添付することもできます。 成田税務署 0476-28-5151

「八街市総合防災訓練」を実施します

市では、防災関係機関などと市民が連携し、防災体制の確立と防災意識を高めるため、毎年総合防災訓練を実施しています。

今年度は、震度6強の地震が発生したと想定し、二州小学校区で実施します。

2月25日(日) 午前9時～午後0時30分 二州小学校

避難訓練 ※午前7時50分頃に二州小学校区に防災行政無線でお知らせします。

協働まちづくりセミナーin八街 「ちばコラボ大賞」から学ぶ「これからの地域づくり」

市内には、市民や市民活動団体、事業者、行政が連携して地域課題に取り組むことで成果を上げている事例がたくさんあり、県では、そのような連携事例の中から優れた事例を「ちばコラボ大賞」として表彰しています。

セミナーでは、過去の受賞事例の発表を通じて、これからの地域づくりのポイントを学びます。

3月4日(日) 午後1時30分～4時30分 受付 午後1時～ 総合保健福祉センター 事例発表

発酵をテーマとした「小さな公」をつなぐまちづくり (神崎町)

初期消火、煙体験・地震体験、被災者救出、心肺蘇生・応急救護、炊き出しなどの訓練

シエイクアウト(いっせいで)訓練も実施 全市民が対象で、午前11時から1分間八街市全域に防災行政無線でお知らせします。放送を合図に、3つの安全行動(姿勢を低く、頭を守り、動かない)を、それぞれの場所で行ってください。 防災課 0443-1119

八街市水道事業経営戦略(案)及び八街市水道事業基本計画(案)への意見を募集

水道事業者が、将来にわたって安心・安全な水道水を安定的に供給し続けることを目的に取り組むべき中長期的な基本計画として「八街市水道事業経営戦略」及び「八街市水道事業基本計画」の案を取りまとめましたので、ご意見をお寄せください。

これらの(案)に対して、市民の皆さまから広くご意見をお伺いするため、パブリックコメント手続きを実施します。

募集期間 2月1日(木)～3月2日(金) 閲覧場所 水道課

午前8時30分～午後5時 市役所公文書公開コーナー

最近、公園内をオートバイや自転車の通り抜けをして、公園利用する方が危険にさらされる報告が増えています。公園を利用する際は、次の点に注意し、だれもが気持ちよく楽しく利用できるようにしましょう。

花や木を折ったり、物をこわしたりしないようにしましょう。

ゴミは持ち帰りましょう。

公園内には、自転車やオートバイを乗り入れないようにしましょう。

ペットのふんは、飼い主が持ち帰り、またペットを放したりしないようにしましょう。

バットやゴルフクラブなどを使用したり、振り回したりして遊ぶのはやめましょう。



公園を利用する皆さんへ

他の人の迷惑になるような行為はやめましょう。

都市整備課 0443-1432

応募資格 市内在住・在勤・在学の方 市内に事務所・事業所・法人がある方

意見の提出方法 氏名、団体名(所属している場合のみ)、住所、電話番号を記載し、水道課へ持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで、市が指定する書面で提出してください。